

エアコン購入費

助成します！！

令和7年

4月14日（月）

受付開始

「自宅にエアコンが1台もない」「故障等により冷房機能を使用できるエアコンが1台もない」状態で経済的な事情によりエアコンの購入が困難な世帯へ、エアコン購入費を助成します。

事前申請制です！！
購入前に申請してください！！

申請期限

令和7年

10月31日（金）消印有効

エアコンが未設置又は故障等で冷房機能が使用不可であることを確認するため、区職員又は区から委託を受けた担当者のご自宅を訪問します。

注意

区役所を名乗る詐欺にご注意ください。

申請していない方のご自宅を訪問することはありません！！

助成金額 上限10万6千円

エアコン本体と設置工事それぞれに上限があります。
上限額の合算はできません

エアコン本体購入費 73,000円まで**設置工事費 33,000円まで****助成対象外費用**

- 故障したエアコンのリサイクル料金及び収集運搬費
- 販売店の延長保証料
- 申請者自身で設置工事を行った場合の設置費用

対象世帯

申請日時点で葛飾区にお住まいで、自宅に冷房機能を使用できるエアコンが**1台も無く**、下記の①、②のいずれかに当てはまる世帯。

- 令和6年度又は令和7年度住民税が**世帯全員**非課税、免除又は住民税均等割のみ課税の世帯
- 生活保護受給中で、**生活保護制度で支給対象とならない**世帯

葛飾区で税情報確認できない方は、**世帯全員分の非課税証明等**を提出していただく必要があります。

以下の場合①・②に当てはまっても助成対象外です

- 令和6年度又は令和7年度住民税均等割が課税されている者の**扶養親族等のみ**で構成される世帯。
- 令和6年度又は令和7年度住民税所得割が課税されている者と**同居**している場合。
- 過去に本事業の助成を受けた世帯。
- 「**同一の住宅**に居住する**複数の世帯**」からの重複申請は認められません。同じ家に2台の設置は**できません**。

対象製品

助成金交付対象決定後に葛飾区内の販売店で購入し、区の訪問を受けた葛飾区内の自宅に取り付ける新品のエアコン

購入に当たっては、なるべく**省エネ性能が高いもの**を購入してください。

以下のエアコンは助成対象外です

- 助成金交付対象決定前に購入したエアコン
- 事業用のエアコン
- 物件備え付けのエアコン（家主所有のエアコン）

※「故障等で使用できない」という理由で申請する場合、設置されているエアコンの**所有権が申請者にあること**を必ず確認してください。

助成をご希望の方

葛飾区ホームページから申請書をダウンロードして記入し、以下の宛先へ郵送してください



葛飾区
ホームページ

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区 福祉部 福祉管理課
エアコン助成担当

区役所7階の福祉管理課（709）でも申請書を配布しています。

パソコン・
スマートフォンからの
電子申請もできます。



申し込み ～ エアコン購入 ～ 助成金受領の流れ

申し込み

郵送申請
又は
電子申請

郵送申請

申請書に必要事項を記入し、
以下の宛先まで郵送してください。

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区 福祉部 福祉管理課
エアコン助成担当

申請書は区のHPからダウンロードできます。

区役所7階の福祉管理課（709）でも
申請書を配布しています。

葛飾区HP

電子申請

パソコンやスマートフォンから
フォーム入力で申請してください。



【申請QRコード】

【申請URL】 <https://logoform.jp/form/Ehiz/951330>

エアコン 設置状況 の確認

- 1 訪問担当者が、申請書に記載いただいた電話番号へご連絡します。
生活保護受給中の世帯は、福祉事務所の職員が訪問します。
その他の世帯は、事前に区から、訪問担当者をお知らせします。
- 2 訪問する日時を電話で決めます。
- 3 お約束した日に訪問担当者がお自宅を訪問し、設置状況などを確認します。
 - ・故障しているエアコンについては、**その場で動作確認**を行います。
リモコンの電池等は訪問までに予めご準備ください。
 - ・ご自宅の**全ての部屋**についてエアコンの設置状況を確認します。

助成対象 決定

助成金交付対象世帯として決定後、決定通知書をご自宅へ郵送します。

決定通知書だけでは助成金は振り込まれません！購入後の請求申請が必要です！！

エアコン 購入・設置

葛飾区内の販売店から、**新品のエアコン**を購入してください。

購入費用全額を支払い、**エアコン本体**と**設置費用**それぞれの**内訳**が分かる領収書等をもらってください。

助成金 請求

請求関係書類及び領収書等を揃えて郵送で提出してください。

※期限を過ぎて提出された場合は、助成金をお支払いできません。

令和7年12月31日
(消印有効)

助成金 振込

助成金交付額の確定及び振り込みに関する通知書をお送りし、助成金を指定の口座へ振り込みます。

請求書類に不備がない場合、書類が区に届いてから振込までは2～3週間程度です。不備がある場合は時間がかかります。

よくあるお問い合わせ

Q 「最近買い替えたエアコンについて助成金を申請したい」

購入前に自宅に冷房機能が使用できるエアコンが1台もないことを確認する必要があります。交付対象として決定する前に買ったエアコンは助成対象となりません。

Q 「賃貸物件のエアコンが壊れているので交換したい」

賃貸物件の場合、備え付けのエアコン（家主所有のエアコン）の交換はできません。

Q 「自宅に使えるエアコンはあるが、別の部屋のエアコンを買いたい」

冷房機能が使用できるエアコンが1台でもある場合は、助成対象となりません。

Q 「音が大きい」「水が垂れてくる」「カバーが壊れている」

上記の症状のみで冷房機能が使用できている場合は助成対象となりません。

Q 「冷房機能は使えるけれど、暖房機能が壊れている」

暖房機能が壊れていても、冷房機能が使用できている場合は助成対象となりません。

Q 「エアコンが古いから最新のものに買い替えたい」

エアコンが古くても冷房機能が使用できる場合は助成対象となりません。

Q 「家が古くて壁につけられないかもしれない」

住宅の構造上壁又は窓への設置が困難な場合は移動式のエアコンを購入することも可能です。

お問い合わせ先

葛飾区 福祉部 福祉管理課 エアコン助成担当

☎ 03-5654-6872

生活保護受給中の方は、
担当のケースワーカーへ
お問い合わせください。

葛飾区
Katsushika City